

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号) 抜粋

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 抜粋

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

2 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの

●門真市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則(平成22年門真市規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行おうとする者の指定(以下「再生輸送業の指定」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 市長は、再生輸送業の指定の申請があった場合は、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該指定を行わないものとする。

(1) 省令第2条の3第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物の処分(以下

「再生活用」という。)を業として行う者が自ら行う再生輸送又は再生活用を業として行う者から委託を受けて行う再生輸送であること。

- (2) 再生輸送の用に供する施設(以下「再生輸送施設」という。)が省令第2条の2第1号に掲げる基準に適合していること。
- (3) 再生輸送に係る一般廃棄物がすべて再生活用を行う施設に搬入されること。
- (4) 再生輸送において生活環境の保全上支障が生じないこと。
- (5) 再生輸送業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が再生輸送を的確に行うことができる知識、技能及び人員を有すること。
- (6) 申請者に再生輸送を的確かつ継続的に再生輸送を行う事業基盤を有すること。
- (7) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第3条 申請者は、一般廃棄物再生輸送業指定(指定更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人にあっては、定款及び商業登記簿謄本)
- (2) 直近3年間(指定更新の申請の場合は申請直前期)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(法人にあっては、直近3年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)
- (3) 印鑑登録証明書(法人にあっては、代表者の印鑑登録証明書)
- (4) 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類(借用する場合は、その契約書の写し)
- (5) 事務所の所在地付近の見取り図
- (6) 収集運搬車及び車庫の写真、車庫付近の見取図並びに収集運搬車の自動車検査証及び自動車保険証の写し
- (7) 従業員名簿
- (8) 当該申請に係る一般廃棄物の排出者名簿
- (9) 再生活用を業として行う者から委託を受けて行う再生輸送の場合は、その契約書の写し

- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定証の交付等)

第4条 市長は、再生輸送業の指定をしたときは、一般廃棄物再生輸送業指定証(様式第2号。以下「指定証」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 再生輸送業の指定の期間は、2年とする。
3 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(指定の変更又は廃止の届出)

第5条 再生輸送業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、事業の全部若しくは一部を変更又は廃止したとき又は次に掲げる事項に変更が生じたときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(2) 事務所の所在地
(3) 再生利用の目的
(4) 本市における一般廃棄物の排出者に変更があったとき。
(指定証の再交付)

第6条 指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、指定証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により指定証の再交付を受けようとする指定業者は、一般廃棄物再生輸送業指定証再交付申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。この場合において、指定証をき損又は汚損したときは、当該申請書の提出の際に、当該指定証を添付しなければならない。
(指定の更新申請)

第7条 再生輸送業の指定の更新を受けようとする者は、当該指定の期間が満了する日の3月前から当該指定の期間が満了する日の1月前までに指定の更新を受けなければならない。

- 2 第2条から第4条までの規定は、指定の更新申請について準用する。
(指定の取消し)

第8条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生輸送業の

指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくはこの規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により再生輸送業の指定を受けたとき。
- (3) 第2条各号に規定する再生輸送業の指定の基準に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(指定証の返還)

第9条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定に付された期間が満了したとき。
- (2) 第5条の規定により事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (3) 前条の規定により再生輸送業の指定を取り消されたとき。
- (4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の作成等)

第10条 指定業者は、事業場ごとに帳簿を備え、再生利用される一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 再生輸送 次に掲げる事項

ア 再生輸送年月日

イ 排出者ごとの再生輸送量

ウ 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量

(2) 再生輸送の受託 次に掲げる事項

ア 受託年月日

イ 委託者の氏名又は名称及び住所並びに指定番号又は許可番号

ウ 委託者ごとの輸送量

エ 受託料金の額

2 指定業者は、毎月末日までに前項の帳簿に前月中における前項各号に定める事項についての記載を整備していなければならない。

3 第1項の帳簿は4月から翌年3月までの1年間ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければならない。

(報告)

第11条 指定業者は、毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間における再生輸送に関し、再生利用される一般廃棄物の種類ごとに一般廃棄物再生輸送業業務報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物再生輸送業業務報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称、所在地、連絡先、当該排出先ごとの再生輸送量
- (2) 輸送先ごとの再生輸送量
- (3) 再生輸送の受託にあつては、委託者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による再生輸送業の指定の申請は、この規則の施行前においても行うことができる。